

職業訓練法人神奈川能力開発センター個人情報保護規程

(平成13年1月18日 規程第2号)

改正 平成17年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、高度情報通信社会において、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護がきわめて重要であることにかんがみ、職業訓練法人神奈川能力開発センター（以下「センター」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、法第2条に定めるところによる。

- (1) 個人情報
- (2) 個人情報データベース等
- (3) 個人データ
- (4) 保有個人データ

第3条 センターは、あらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護のための県の施策に協力するものとする。

(利用目的の特定)

第4条 センターは、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

(利用目的による制限)

第5条 センターは、法令に基づく場合等を除くほか、あらかじめ本人の

同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用しないものとする。

(適正な取得)

第6条 センターは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。

(取得に際しての利用目的の公表)

第7条 センターは、原則として、個人情報を取得した場合は、あらかじめ、その利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表するものとする。

(第三者提供の制限)

第8条 センターは、法令の基づく場合等を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

(個人データの適正管理)

第9条 センターは、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

2 センターは、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 センターは、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(委託先の監督)

第10条 センターは、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(職員の義務)

第11条 個人データの取扱いに従事する職員は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、十分な注意を払いつつ、その業務を行うものとする。

(廃棄)

第12条 センター、保有する必要のなくなった個人データは、確実に、かつ、速やかに廃棄するよう努めるものとする。

(保有個人データの開示)

第13条 センターは、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合などを除き、原則として本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。

(保有個人データの訂正)

第14条 センターは、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

(保有個人データの利用停止)

第15条 センターは、本人から、当該本人が識別される保有個人データが利用目的による制限に反して取り扱われているという理由又は偽りその他不正な手段により取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、原則として、違反を是正す

るために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用の停止又は消去を行うものとする。

2 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第三者提供の制限に反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。

(苦情の処理)

第16条 センターは、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(管理者の指名等)

第17条 センターは、職員のうちから個人情報の管理者を指名するよう努めるものとする。

2 個人情報の管理者は、この規程に定められた事項を円滑に処理し、センターが保有する個人情報の取扱いに係る規程の整備や個人情報の取扱いに従事する者に対する研修の実施等、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第18条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。